

駒木自治会館管理運営要綱

平成 29 年 10 月
駒木自治会

(目的)

第 1 条 この要綱は、自治会館を円滑に管理運営するための必要な事項を定める。

(名称等)

第 2 条 自治会館の名称、所在地は次のとおり。

名 称 駒木自治会館

所在地 流山市駒木 2 4 2 番地の 9

(管理運営)

第 3 条 自治会館の管理運営は、自治会役員会において行うこととする。

2 管理責任者は、自治会役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(使用許可)

第 4 条 自治会館は、自治会活動及び会員相互の文化・教育活動、福祉の向上、親睦等を目的とした次の各号に定める団体が主体的に実施する会合、催事に使用することができる。

- (1) 自治会の役員会
- (2) 自治会内の子ども会
- (3) 老人会や婦人会
- (4) 趣味の団体
- (5) その他会長が承認した団体(自治会々員以外の者の使用を含む)

(使用の制限)

第 5 条 自治会館は、次の各号の目的のためにする集会等に利用することはできない。

- (1) 反社会的勢力又はこれに関連のあるものと認められる者の関係した集会等
- (2) 特定の宗教の布教又はこれに反対する集会等
- (3) 公序良俗に反する恐れのあると認められる集会等
- (4) 営利を目的とした集会、催事等

(使用手続き)

第 6 条 自治会館の使用を希望する者は、所定の申込書を事前に提出し、許可を受けることとする。

2 施設の申し込みは、利用日の 3 か月前から申し込むことができる。

3 利用日当日のキャンセルは、利用料の 50 パーセントを支払うものとする。

(使用料金)

第 7 条 使用料金は次のとおりとする。

	09:00～13:00	13:00～17:00	17:00～21:00	09:00～21:00
ホール	1,000 円	1,000 円	1,000 円	3,000 円
小会議室	300 円	300 円	300 円	900 円

- 2 利用主体が会員以外（当自治会員の参加者が3分の1未満）の場合は、上記使用料金の倍額とする。
- 3 カラオケの利用料は、1時間500円とする。但し、利用主体が会員以外（当自治会員の参加者が3分の1未満）の場合は、上記使用料金の倍額とする。

（使用料の免除）

第8条 次の各号に定める利用については、使用料金を免除する。

- （1） 老人会
- （2） PTA、子ども会など
- （3） 地域の伝統的行事
- （4） その他会長が承認した集会等

（利用上の注意事項）

第9条 自治会館を利用する者は、次の事項を順守し、安全に使用しなければならない。

- （1） 自治会館の使用にあたっては、準備、後片付けは使用者が責任をもって行うこと。
- （2） 火気の使用には十分注意し、火災の防止に努めること。
- （3） 備品、什器など備え付けのものを破損しないよう注意して使用すること。万一破損した場合は、直ちに管理責任者に報告すること。
- （4） 使用後は清掃を行い、室内を元の状態に戻しておくこと。
- （5） ごみは持ち帰ること。
- （6） 退室の際は戸締り、施錠を確認し、鍵を返却すること。

（優先使用）

第10条 次の各号に該当する場合は、優先して使用するものとする。

- （1） 自治会が緊急業務に使用するとき
- （2） 災害時における救護、又は避難所として使用するとき
- （3） 選挙など公的に使用するとき
- （4） その他会長が優先使用を許可するとき

（損害賠償）

第11条 使用者が、故意、又は過失により自治会館の建物、備品等を破損又は滅失したときは、損害を賠償しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定める事項に疑義が生じた場合は、自治会役員会において協議し、決定するものとする。

（施行）

第13条 この要綱は、平成29年10月20日から施行する。